

施策	25	共に歩む社会づくりの推進				政策	2	地育力によるこころ豊かな人づくり		
施策主管課	男女共同参画課		課長名	土屋 寿憲	内線	5350	政策担当部長名	教育次長 澤柳 陽一		
施策関係課名	生涯学習・スポーツ課/公民館/子育て支援課/学校教育課/市民課/福祉課									
重点施策	関連計画	第4次飯田市男女共同参画計画“ともに進める21いいだプラン” 飯田市多文化共生社会推進計画								

1 施策の目的

目的	対象	市民 外国籍住民
	意図	互いに認め合い尊重される

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	見込み 28年度
①	住民人口	人	105,691	105,335	104,728	103,947		102,000
	外国人住民登録の数	人	2,674	2,504	2,440	2,243		2,700
成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標 28年度
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理								
①	日常生活の中で人権を尊重して行動している人の割合	%	43.6	43.4	47.6	46.1		50.0
	日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合	%	93.1	92.6	93.1	92.1		95.0

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	目標 28年度
行政	・人権教育及び人権啓発に関する施策の策定と実施(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律) ・男女が共に支え合い、家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野へ参画できる機会の均等を図る。 ・国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれない、公平なサービスを提供する。 ・人権尊重意識向上のため学校で人権教育、多文化共生生活活動を行う。	①人権尊重、多文化共生に関する講座、事業等の開催回数(男女共同参画課、福祉課、生涯学習課、公民館データから把握/回)人権237176、多文化218 212、福祉72、計527460	① 416	460		500
		②審議会・委員会等に占める女性委員の割合(男女共同参画課データから把握/%)21実績27.3→22実績27.4	② 28.3	28.9		30
		③学校教育における人権、多文化共生教育の実施時間数(道徳教育を中心として学校教育課データから把握/延べ時間)	③ 2260	2368		2,200
主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項			
個人	・身の回りの差別に気づき、それをなくすこと。 ・自ら積極的に社会のあらゆる分野へ参画すること。(飯田市男女共同参画推進条例第5条)	①人権教育に関する講座、事業等への参加者数	・飯田国際交流推進協会、飯田市女性団体連絡協議会、飯田市連合婦人会、飯田消費者の会など関係団体が行政と情報や課題を共有し、協働して課題解決等に向けての事業の実施に中心的役割を担っている。			

市民等	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 男女が共同して事業活動に参画することができる職場環境の整備。(飯田市男女共同参画推進条例第6条) 国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれない、雇用の場の提供に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①企業の管理職に占める女性の割合 ②人権擁護委員への相談のうち、事業所(雇用)に関するものの数 ③従業員・職員の育児・介護休業等の取得率 	<ul style="list-style-type: none"> 飯田市男女共同参画推進事業者等表彰要綱より表彰された事業者・市民団体やワーク・ライフ・バランス実践モデル事業所等が女性の能力活用、仕事と生活の両立支援及び男女が共同して参加できる環境づくり等を積極的に進めている。
	各種団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域における慣習等の見直し、多文化・他地域・多世代の市民との交流と理解をするための取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①人権教育に関する講座、事業の開催数 ②地域協議会、まちづくり委員会委員に占める女性委員の割合 	

3. 平成24年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

- 計画どおり取り組めた
- おおむね計画どおり
- あまり取り組めなかった
- 達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

- 進んだ
- ある程度進んだ
- あまり進まなかった
- 進まなかった

4 平成24年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・様々な機会を捉えて人権尊重意識向上のための取組を行った。こうした取り組みにより市民の人権尊重意識は高水準(概ね90%以上)で推移し、総体(長期的には上昇傾向にある。しかし、意識を行動に繋げる等目標とするレベルまでには至らなかった。

【事務事業群テーマ別の評価】

<人権意識の啓発>

・様々な機会を捉えての広報・啓発及び学校での道徳をはじめ全教育活動を通して行う人権教育、公民館等での講座の開設など人権尊重意識向上のための取組を行った。

・各種審議会等委員及び地域自治組織への女性の参画推進、市民のつどいで事業者表彰など仕事と生活の両立支援などの取組を行った。

・23年度に策定した飯田市多文化共生社会推進計画に基づき、相談窓口の設置、情報の提供、就学・学習支援等や国際交流のタベ、多文化共生を考えるのつどいなど交流の場の提供を行った。

・日本語ボランティアの育成や日本語教室の開設やなど多文化理解を深める取組を行った。

・地域・関係機関との協働により、日常生活に必要な日本語を学ぶ機会を提供した。

・外国人集住都市会議の座長都市として「東京2012」や防災に関する研修会の開催、情報収集・発信を行うとともに、国・県・関係機関へ提言を行った。

・こうした取り組みにより、市民の人権尊重意識が高水準(概ね90%以上)で推移し、総体(長期的)的には上昇傾向にあるものと考えられる。

・しかし、日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合は高く、増加傾向にあるが、実際に行動している人の割合は横ばいとなっている。意識を実際の行動に繋げていくことが課題。

・公職への女性の登用は年々向上してきているが30%の目標に達しておらず(審議会等28.9%)、また、変化も見られるが女性の意識も必ずしも高いとは言えない。

<人権侵害への対応>

・人権侵害への対応のため、人権、男女、多文化、犯罪被害者等の相談窓口を設置している。

・女性相談事業、女性のための法律相談事業や女性保護受託事業を実施した。

・飯田人権擁護委員協議会の活動支援を行った。

・こうした取り組みにより、人権侵害への対応の効果が上がっているものと考えている。

・しかし、社会の変化や情報化の進展などにより、いじめや虐待、インターネット利用など人権侵害も複雑・多様化してきており、こうした状況に適切に対応していく必要がある。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

・人権尊重意識を行動に結びつけるには、多様な主体や多くの人々と関わりを持ち連携をとりながら、各事業を継続的且つ着実に実施することが重要であり、一つ一つの事務事業の内容を工夫しながら情報提供・発信、人権教育の推進、また多文化、他地域、多世代との交流及び弱者保護のための場と機会を確保する。

・人権教育推進リーダーを対象としたインターネットでのいじめについての研修会を実施する。

・第5次飯田市男女共同参画計画を推進する。

・飯田市多文化共生社会推進基本方針及び計画に基づき多文化理解を進め、「小さな世界都市」実現に向け外国人住民との共生土壌を醸成する。

・外国人住民の地域への参画や地域住民との交流を推進する事業を実施する。

・収集した平和資料を活用し、公民館等での平和学習会の実施や学校での平和学習を支援する。

・担当職員の研修参加等による資質向上を図る。

施策	25	共に歩む社会づくりの推進				政策	2	地育力によるこころ豊かな人づくり		
施策主管課	男女共同参画課		課長名	土屋 寿憲	内線	5350	政策担当部長名	教育次長 澤柳 陽一		
施策関係課名	生涯学習・スポーツ課/公民館/子育て支援課/学校教育課/市民課/福祉課									
重点施策	関連計画	第4次飯田市男女共同参画計画“ともに進める21いいだプラン” 飯田市多文化共生社会推進計画								

1 施策の目的

目的	対象	市民 外国籍住民
	意図	互いに認め合い尊重される

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	見込み 28年度
①	住民人口	人	105,691	105,335	104,728	103,947		102,000
	外国人住民登録の数	人	2,674	2,504	2,440	2,243		2,700
成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標 28年度
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理								
①	日常生活の中で人権を尊重して行動している人の割合	%	43.6	43.4	47.6	46.1		50.0
	日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合	%	93.1	92.6	93.1	92.1		95.0

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	目標 28年度
行政	・人権教育及び人権啓発に関する施策の策定と実施(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律) ・男女が共に支え合い、家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野へ参画できる機会の均等を図る。 ・国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれない、公平なサービスを提供する。 ・人権尊重意識向上のため学校で人権教育、多文化共生生活活動を行う。	①人権尊重、多文化共生に関する講座、事業等の開催回数(男女共同参画課、福祉課、生涯学習課、公民館データから把握/回)人権237176、多文化218 212、福祉72、計527460	① 416	460		500
		②審議会・委員会等に占める女性委員の割合(男女共同参画課データから把握/%)21実績27.3→22実績27.4	② 28.3	28.9		30
		③学校教育における人権、多文化共生教育の実施時間数(道徳教育を中心として学校教育課データから把握/延べ時間)	③ 2260	2368		2,200
主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項			
個人	・身の回りの差別に気づき、それをなくすこと。 ・自ら積極的に社会のあらゆる分野へ参画すること。(飯田市男女共同参画推進条例第5条)	①人権教育に関する講座、事業等への参加者数	・飯田国際交流推進協会、飯田市女性団体連絡協議会、飯田市連合婦人会、飯田消費者の会など関係団体が行政と情報や課題を共有し、協働して課題解決等に向けての事業の実施に中心的役割を担っている。			

市民等	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 男女が共同して事業活動に参画することができる職場環境の整備。(飯田市男女共同参画推進条例第6条) 国籍、性別、文化、心身の状況等の違いにとらわれない、雇用の場の提供に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①企業の管理職に占める女性の割合 ②人権擁護委員への相談のうち、事業所(雇用)に関するものの数 ③従業員・職員の育児・介護休業等の取得率 	<ul style="list-style-type: none"> 飯田市男女共同参画推進事業者等表彰要綱より表彰された事業者・市民団体やワーク・ライフ・バランス実践モデル事業所等が女性の能力活用、仕事と生活の両立支援及び男女が共同して参加できる環境づくり等を積極的に進めている。
	各種団体	<ul style="list-style-type: none"> 地域における慣習等の見直し、多文化・他地域・多世代の市民との交流と理解をするための取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①人権教育に関する講座、事業の開催数 ②地域協議会、まちづくり委員会委員に占める女性委員の割合 	

3. 平成24年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

- 計画どおり取り組めた
- おおむね計画どおり
- あまり取り組めなかった
- 達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

- 進んだ
- ある程度進んだ
- あまり進まなかった
- 進まなかった

4 平成24年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・様々な機会を捉えて人権尊重意識向上のための取組を行った。こうした取り組みにより市民の人権尊重意識は高水準(概ね90%以上)で推移し、総体(長期的には上昇傾向にある。しかし、意識を行動に繋げる等目標とするレベルまでには至らなかった。

【事務事業群テーマ別の評価】

<人権意識の啓発>

・様々な機会を捉えての広報・啓発及び学校での道徳をはじめ全教育活動を通して行う人権教育、公民館等での講座の開設など人権尊重意識向上のための取組を行った。

・各種審議会等委員及び地域自治組織への女性の参画推進、市民のつどいで事業者表彰など仕事と生活の両立支援などの取組を行った。

・23年度に策定した飯田市多文化共生社会推進計画に基づき、相談窓口の設置、情報の提供、就学・学習支援等や国際交流のタベ、多文化共生を考えるのつどいなど交流の場の提供を行った。

・日本語ボランティアの育成や日本語教室の開設やなど多文化理解を深める取組を行った。

・地域・関係機関との協働により、日常生活に必要な日本語を学ぶ機会を提供した。

・外国人集住都市会議の座長都市として「東京2012」や防災に関する研修会の開催、情報収集・発信を行うとともに、国・県・関係機関へ提言を行った。

・こうした取り組みにより、市民の人権尊重意識が高水準(概ね90%以上)で推移し、総体(長期的)的には上昇傾向にあるものと考えられる。

・しかし、日常生活の中で人権尊重意識を持っている人の割合は高く、増加傾向にあるが、実際に行動している人の割合は横ばいとなっている。意識を実際の行動に繋げていくことが課題。

・公職への女性の登用は年々向上してきているが30%の目標に達しておらず(審議会等28.9%)、また、変化も見られるが女性の意識も必ずしも高いとは言えない。

<人権侵害への対応>

・人権侵害への対応のため、人権、男女、多文化、犯罪被害者等の相談窓口を設置している。

・女性相談事業、女性のための法律相談事業や女性保護受託事業を実施した。

・飯田人権擁護委員協議会の活動支援を行った。

・こうした取り組みにより、人権侵害への対応の効果が上がっているものと考えている。

・しかし、社会の変化や情報化の進展などにより、いじめや虐待、インターネット利用など人権侵害も複雑・多様化してきており、こうした状況に適切に対応していく必要がある。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

・人権尊重意識を行動に結びつけるには、多様な主体や多くの人々と関わりを持ち連携をとりながら、各事業を継続的且つ着実に実施することが重要であり、一つ一つの事務事業の内容を工夫しながら情報提供・発信、人権教育の推進、また多文化、他地域、多世代との交流及び弱者保護のための場と機会を確保する。

・人権教育推進リーダーを対象としたインターネットでのいじめについての研修会を実施する。

・第5次飯田市男女共同参画計画を推進する。

・飯田市多文化共生社会推進基本方針及び計画に基づき多文化理解を進め、「小さな世界都市」実現に向け外国人住民との共生土壌を醸成する。

・外国人住民の地域への参画や地域住民との交流を推進する事業を実施する。

・収集した平和資料を活用し、公民館等での平和学習会の実施や学校での平和学習を支援する。

・担当職員の研修参加等による資質向上を図る。